

## 要求書受領に係る対応概要

課所等名	日 時	場 所	出席者		発言要旨	
			当局側	職員団体側		
職員課	平成23年7月15日(金) 12:10~12:16(6分)	札幌開発建設部 5階行政相談室A	札幌開発建設部 札幌開発建設部長 次長(総務担当) 職員課長	柳屋 圭吾 梶本 洋之 渡辺 一寿	全北海道開発局労働組合 札幌支部 執行委員長 高久保 陽一 副執行委員長 坂口 透 書記長 長谷川 俊一	<p>○ 職員団体側 要求書の要求内容については、職場実態を踏まえ、長年継続して要求してきたものである。各項目とも予算要求に関わるものであるが、職員の勤務条件を改善するためには、要求事項を予算要求に反映させなければ達成できないと考えており、職場における超過勤務をはじめとする諸問題の改善に向け、最大限の努力を求める。 概算要求期の交渉については、当局側の誠意ある対応を求めたい。</p> <p>○ 当局側 交渉議題については、予備交渉において整理することとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

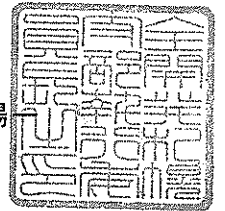
2011年 7月15日

北海道開発局

札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 殿

全開発労働組合

札幌支部執行委員長 高久保 陽



## 2012年度勤務条件改善に関する要求書

北海道開発局に勤務する私たちは、定員削減によって厳しい定員配置の状況にありつつも、膨大な事業量消化のため、劣悪な勤務条件のもと開発事業推進に日夜努めています。

超過勤務の縮減や健康安全管理など職員の勤務条件を改善するためには、業務改善はもちろん定員をはじめ、組織、級別定数、施設・機械等の改善が必要であることは言うまでもありません。2012年度予算概算要求期にあたり、職員の勤務条件を改善するための事項について、以下のとおり要求をとりまとめましたので、貴職におかれては、組合の意見を十分に聴くとともに職場実態を十分把握し、勤務条件の改善の努力をされるよう要求します。

### 要 求 事 項

1. 必要な定員を確保するとともに、当面の要員不足解消に必要な非常勤職員を雇用し、職員の超過勤務を縮減すること。  
なお、当面、新たな定員削減の実施にあたっては、組合の意見を十分に聴き、一方的に実施しないこと。
2. 希望する職員全員の再任用が図られるよう努力すること。
3. 以下の組織(機構)関係について改善し、職員の処遇を改善すること。
  - ①組織の統廃合の実施にあたっては、組合の意見を十分に聴き、意見一致しないものは一方的に実施しないこと。
  - ②級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。
  - ③事業に必要な課・係(事業所等含む)を新設すること。
  - ④スタッフ制を拡大すること。
  - ⑤部局企画官等を新增設すること。
  - ⑥部局専門官・開発専門職等を拡大すること。
  - ⑦主任枠を拡大すること。
4. 以下の級別定数関係について改善し、職員の処遇を改善すること。
  - ①行(一)関係
    - イ. 部局課長補佐・専門官の5級枠を拡大すること。
    - ロ. 係長の4級枠を拡大すること。
    - ハ. 主任・開発専門職の3級枠を拡大すること。
  - ②行(二)関係

イ. 現行標準職務表・資格基準表を改善し、部下数制限を撤廃すること。また、一定の号俸・経験年数に達した者は全て上位級に昇格させること。

③準職員関係

イ. 3級昇格について、発令年齢を引き下げるとともに、必要な定数を確保すること。

5. 別紙の庁舎・宿舍等について改善を図り、職員の職場環境及び宿舍環境を改善すること。

- ①新 築 (内訳別紙)
- ②増 改 築 (内訳別紙)
- ③特 別 修 繕 (内訳別紙)

6. 別紙の建設機械・船舶等について改善を図り、職員の安全管理を徹底すること。

7. 特別健康診断経費等について改善を図り、職員の健康安全管理を徹底すること。

①人事院規則10-4第20条及び人事院規則10-5第26条の規定に基づく特別健康診断の完全実施に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。

②人事院規則10-4の規定に基づく職員の身体生命の安全保持のための対策強化に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。

8. 職員の勤務条件改善のため、特殊勤務手当について改善すること。

- ①新 設 (内訳別紙)
- ②適 用 範 囲 拡 大 (内訳別紙)
- ③既適用手当の増額等 (内訳別紙)

9. 職員の勤務条件改善のため、その他の手当について改善すること。

既適用手当の増額等 (内訳別紙)

10. 工事諸費等予算を確保し、超勤縮減方策をはじめとする業務改善方策が十分実行できようにすること。

11. 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所について

①寒地土木研究所に勤務する職員の労働条件が、北海道開発局の職員と同等に確保されるよう、指導すること。

②北海道開発事業推進に必要な寒地土木研究所の研究と、そのための円滑な研究体制が維持されるよう業務及び運営費交付金を確保すること。

以 上